

TOHO GLOBAL REPORT

とらほうグローバルレポート

2026年4月号

Contents

▶ベトナム駐在特集

ベトナムで活躍する福島県人：JETROホーチミン事務所
(福島県庁より出向) 小林 真龍さん

▶2026年(2025年)ベトナム税法の改正点について

CHC-TAX CONSULTING CO., LTD.
General Director 千野 義明氏

▶中国出張時のビザ免除政策が延長に

株式会社マイツ 国際事業部
中国室室長 古谷 順子氏



すべてを地域のために

東邦銀行

本レポートに掲載されているデータや資料は情報提供を目的としたものであり、当行が信頼に足り、且つ正確であると判断した情報に基づき作成したものではありませんが、その正確性、確実性を保証するものではありません。具体的に法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談くださいますようお願い致します。

ベトナムレポート

「ベトナムで活躍する福島県人」

～JETRO ホーチミン事務所 こばやししんりゅう 小林真龍さん～

はじめに

Xin chào! (こんにちは) 東邦銀行ベトナム駐在の佐藤亘と申します。本号では「ベトナムで活躍する福島県人」と題し、福島県庁から JETRO ホーチミン事務所へ出向している小林真龍さん(会津美里町出身)へインタビューを行い、現在のベトナムの状況や福島県とベトナムの関わりについて伺いました。

～まずはじめに自己紹介をお願いします。

Xin chào! 独立行政法人日本貿易振興機構 (Japan External Trade Organization: JETRO) ホーチミン事務所の小林真龍と申します。私は福島県庁からの出向者として、2025年4月から JETRO ホーチミン事務所に勤務し、ベトナムの投資環境や経済状況などの調査業務を担当しています。



JETRO ホーチミン事務所
(福島県庁) 小林さん

～JETRO ホーチミン事務所での業務内容について教えてください。

当事務所では日本企業への支援として、①ベトナム南部での日本企業のビジネス支援 (投資環境情報の提供、輸出支援、現地企業とのビジネスマッチングなど) ②在ベトナム日系企業への支援 (ビジネス環境の改善、現地での調達支援、サプライチェーン多元化など) ③現地関係機関との協力 (政府間対話、各市・省における投資誘致協力、人材育成協力など) ④現地スタートアップ企業と日本企業との協業支援などに取り組んでいます。

私が担当する調査業務は、1987年から毎年実施している「日系企業活動実態調査 (海外現地法人への景況感や活動の実態に関するアンケート調査)」の在越日系企業の取りまとめや、ベトナムのビジネス情報や経済動向について「ビジネス短信」を通じて発信しています。2025年は事務所の所管するベトナム中南部から南部地域の各市・省の人民委員会や各企業を訪問し、投資環境調査を行いました。

～現在のベトナムビジネスの環境と課題について教えてください。

ベトナムは人口が1億人を超えるとともに、2025年の1人あたり GDP は5,000ドルを超えました。経済成長を背景に、ベトナムを従来の「生産拠点」ではなく、「消費」の市場と見る外資系や日系の企業が増えています。ベトナム統計局によると、2025年の小売り・サービス売上高は7,009兆ドン (約42兆540億円、1ドン=約0.006円) で、前年と比べて9.2%増えました。ベトナムの小売り・サービスの売上高は2010年代以降、堅調な成長を見せており、内需を狙った進出はこれからも続きそうです。



高層マンションやタワーの立ち並ぶ
ホーチミン市の様子 (ジェットロ撮影)

一方で、ベトナムでビジネスを行う際には、制度面の未整備に注意が必要です。ジェトロが2025年に実施した「進出日系企業実態調査」で在ベトナム日系企業がリスクとした回答は「行政手続きの煩雑さ」や「法制度の未整備・不透明な運用」が上位でした。ベトナム政府も課題として認識し、解消に動いていますが、時間がかかりそうです。現状では余裕をもって手続きを進める以外に方法がありません。

ーこれまでの福島県とベトナムの関わりについて教えてください。

福島県国際課が公表した2024年の統計では、ベトナム人は県内に約5千人が在住（80%以上が技能実習等で建設や食品、農業に従事）し、国別で最多です。日本企業の海外展開が進み、日本で勤務経験のあるベトナム人を帰国後にベトナム現地法人で採用し、日本人駐在員と現地ベトナム人スタッフの橋渡し役として活躍してもらおう動きも広がっています。

食の分野では、福島県からベトナムへは、2017年から継続して梨を輸出しています（注：ベトナムが輸入を解禁している果物は、梨・リンゴ・温州ミカンの3種類のみ）。2025年はいわき市産の「豊水」（約1.5トン）と「新高」（約1トン）がベトナムへ輸出されました。イオンの店頭には、旬の梨が並んでいました。また、ホーチミン市では焼鳥屋が増えており、福島の日本酒を取り扱う店舗も多いため、いつでも日本酒を楽しむことができます。



イオンの店頭に並ぶ福島県産梨（ジェトロ撮影）

観光の分野では福島空港とベトナムの空港を結ぶチャーター便が運航されました。2025年3月から4月には福島～ホーチミン間、同年10月には福島～ハノイ間で運行されました。ベトナムからのインバウンドのお客様に本県へお越しいただき、福島の魅力を体感していただきました。

ー本日はインタビューへのご協力ありがとうございました。

最後に本レポートの読者の方へ、伝えたいメッセージをお願いします。

ベトナムは東京から6時間程度のフライトですので、異国感の雰囲気を楽しむにはちょうど良い距離だと思います。観光でも仕事でも、ぜひ一度ベトナムにお越しいただき、ベトナムの空気を肌で感じていただきたいと思います。本日はありがとうございました。

終わりに

本号では小林さんへのインタビューを通じて、日本貿易振興機構（JETRO）ホーチミン事務所の取り組みや、ベトナムが生産拠点に加え消費市場として成長している現状について理解を深めることができました。

当職も地方銀行の立場から、お客様の海外展開支援を通じて福島県企業や製品の魅力をベトナムに伝え、福島県のプレゼンス向上に貢献していきたいと考えています。（東邦銀行ベトナム駐在 佐藤 亘）



小林さんと当職(ジェトロ事務所にて撮影)



【第8回レポート】 2026年（2025年）のベトナム税法の改正点について

こんにちは。CHC-TAX コンサルティング代表の千野義明です。

2026年（法人税の改正 2025年10月）のベトナム税法は、個人所得税（PIT）法人税（CIT）で大きな改正がございました。日本企業・駐在員・現地法人の皆様向けに整理したいと思います。

— ベトナム税法 2026年 主な変更点 —

① 個人所得税（PIT）の大改正（2026年の最大トピック）

1, 基礎控除・扶養控除の引上げ

- ・ 本人控除（基礎控除） 11,000,000VND（旧） → 15,500,000VND（新）
- ・ ※扶養控除 4,400,000VND（旧） → 6,200,000VND（新）

※扶養控除（6.2M）の適用には「扶養登録」が必要

ベトナムは、扶養控除が自動ではなく登録・証憑が必要な運用が一般的です。

控除額が上がった分登録漏れの損が拡大するリスクがあるため注意が必要です。

【ポイント】

基礎控除および扶養控除額が増えたため、駐在員・現地社員の所得税負担分が減少しております。

2, 所得税の税率区分の簡素化

旧7段階 → 新5段階（簡素化）

PIT(個人所得税)税率区分 比較表 (2025 vs 2026)

区分	2025年(旧制度:7段階)	税率	2026年(新制度:5段階)	税率
1	～5百万 VND	5%	～10百万 VND	5%
2	5～10百万	10%	10～30百万	10%
3	10～18百万	15%	30～60百万	20%
4	18～32百万	20%	60～100百万	30%
5	32～52百万	25%	100百万超	35%
6	52～80百万	30%	—	—
7	80百万超	35%	—	—

【ポイント】

右表は新制度における5段階の個人所得税率表を示しております。

高所得層の課税上限が従来の月額80百万 VND から100百万 VND へ引き上げられたことにより、特に駐在員など高額所得者の個人所得税負担は軽減される傾向にあります。なお、非居住者については従来どおり一律20%の税率が適用されており、本改正による変更はございません。

② 法人税 (2025年10月1日施行)

ベトナムでは2024年6月14日、法人所得税法の改正法が国会により可決され、2025年10月1日に施行されました。本改正は2025年課税年度から適用されています。

今回の改正では、標準税率(20%)自体に変更はないものの、中小企業向け軽減税率の適用範囲および条件の見直し、ならびにデジタル経済に対する課税ルールの明確化が行われました。これは、ベトナム政府の産業政策および税制方針の転換を示す重要な改正といえます。

■ 法人税率への影響

法人税率の基本構造は維持され、標準税率は従来どおり20%です。一方で、中小企業については売上規模に応じた軽減税率が適用されます。

【法人税率(年間売上高基準)】

- ・年間売上500億 VND 超: 約3億円超 → 20%
- ・年間売上30億～500億 VND: 約1,800万円～約3億円未満 → 17%
- ・年間売上30億 VND 未満: 約1,800万円以下 → 15%

本改正は中小企業の税負担軽減を主な目的としており、ベトナム政府の中小企業支援政策の一環と位置付けられます。日本の中小企業にとっては、比較的低い法人税率環境を活用した海外展開先として、ベトナム進出を検討する有力な選択肢となり得ます。

企業概要

- ◆会社名 CHC-TAX CONSULTING CO., LTD.
 - ◆所在地 15th Floor, Tower C, Central point Building, 219 Trung Kinh, Yen Hoa, Cau Giay District, Ha Noi City
 - ◆従業員数 20名 ベトナム税理士・公認会計士6名
 - ◆サービス内容 会計/税務/経営コンサルティング/投資サポート など
- お問い合わせ <http://chc-tax.com/> メールアドレス chino@chc-tax.com

中国出張時のビザ免除政策が延長に！

～商業・貿易等を目的とした中国 30 日以内の短期滞在に対する、入国ビザ免除の延長、並びに関連事項の注意喚起～

株式会社マイツ 国際事業部 中国室室長
米国公認会計士 古谷 純子 氏

2024 年 11 月末以降、中国出張時のビザ免除政策が採られましたが、先般、単方面査証免除措置の延長に関する通知（以下“ビザ免除措置の延長通知”と表記）ⁱにより、当該措置の 1 年延長が公表されました。

本稿では、従来の経緯と本通知の説明、及び短期滞中に係る関連留意事項を列挙します。

1. 従来の経緯ⁱⁱ

新型コロナウイルスの発生前は、中国への滞在“15 日以内”の商業・貿易、観光、親族訪問等の入国には、ビザが不要でした。しかし、コロナ禍に外国人の中国への入国が暫定的に停止し、その後、規制内容に調整が加えられつつ、M ビザや Z ビザ等の取得を前提に、中国への渡航が再開されました。

更に、2023 年 1 月より中国入国時の隔離措置が撤廃され、2024 年 11 月にはビザ免除国の更なる拡大と入国政策の最適化に関する通知（以下“2024 年通知”と表記）ⁱⁱⁱにより、短期出張者や旅行者等に対して 2024 年 11 月 30 日から 2025 年 12 月 31 日まで、日本を含み、滞在“30 日以内”のノービザでの入国が可能となりました。

2. ビザ免除措置の延長通知

中国外交部は2025年11月10日付けで、“ビザ免除措置の延長通知”により、2024年通知の内容を実質的に延長しました。

日本を含む対象国の一般旅券を保持する短期出張者や旅行者等のノービザでの中国入国と30日以内の滞在の措置を2026年12月末まで延長すると、公表しました。同通知の原文は、次頁の【表1】の通りです。

3. 短期滞中に係る留意事項

当該措置の継続は朗報です。一方で、昨今の状況を踏まえ、短期出張・観光等には、以下等にもご留意ください。

▶ 境外人員住宿登記（臨時宿泊届）の運用に係る厳格化：

地域により運用差があるものの、当該登記（届）の管理が厳格化されています。但し、外国人が宿泊可能なホテル等（中国語：涉外酒店）であれば施設側が実施しますので（友人宅等での宿泊が無い限り）、通常は寧ろ、駐在者に直接的に関わる論点との認識です^{iv}。

▶ 個人所得税への対応：

日本国籍者の場合、中国国内滞在日数が183日超となれば日中租税条約の短期滞在者免税措置を享受できず、（他の2要件を充足していたとしても）中国税法上の納税義務が生じます。

（納税義務が生じた場合、中国マイツグループにて納税代行が可能なケースでは、当該現地企業での税務システム操作、納税操作等が必要となるケースもあり、この場合、当該現地企業の協力が前

提となります。) v

➤ **治安面の情報収集：**

過去の歴史に関わる日や行事、渡航時の政治状況など、慎重な行動を念頭にすべき時期もあります。日本大使館や中国各地の総領事館が発出する安全情報も併せてご参照頂ければと思いますvi。

【表 1：ビザ免除措置の延長に関する通知】

- 引き続き中国と外国との人的往来の円滑化を図るため、フランス等の下記の記載国（下記リスト参照）に対する単独のビザ免除措置を2026年12月31日24時まで延長することを決定した。（中略。）
- 本措置の対象国の一般旅券保持者が、商用、観光、親族・友人訪問、交流、又はトランジットを目的として中国に入国する場合、30日以内の滞在に限り査証の取得を免除する。
- ただし、査証免除要件を満たさない者については、引き続き中国入国前に査証を取得する必要がある。

査証免除対象国一覧：

フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、スペイン、スイス、アイルランド、ハンガリー、オーストリア、ベルギー、ルクセンブルク、オーストラリア、ニュージーランド、ポーランド、ポルトガル、ギリシャ、キプロス、スロベニア、スロバキア、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、アイスランド、モナコ、リヒテンシュタイン、アンドラ、大韓民国、ブルガリア、ルーマニア、クロアチア、モンテネグロ、北マケドニア、マルタ、エストニア、ラトビア、**日本**、ブラジル、アルゼンチン、チリ、ペルー、ウルグアイ、サウジアラビア、オマーン、クウェート、バーレーン

i 原文 URL: [关于延长单方面免签政策的通知](#) /FYI: [外務省 海外安全ホームページ | 中国入国のためのビザ免除措置延長](#)

ii 過去の経緯の詳細は、JP マイツ通信(2024 年 11 月(増刊号))他を参照のこと。

マイツグループニュースレターは右記 URL の通り。URL: [ニュースレター アーカイブ | 株式会社マイツ](#)

iii 原文 URL: [关于进一步扩大免签国家范围并优化入境政策的通知](#)

iv 詳細は、上海通信(2023 年 9 月号、2025 年 12 月号)等をご参照願いたい。

v 詳細は、JP マイツ通信(2023 年 3 月号)等をご参照願いたい。

vi 外務省 HP に掲載されている、右記 URL 情報等を参照されたい。URL: [海外安全ホームページ: スポット情報詳細](#)

マイツグループ

会社概要：

日本国内に 3 拠点(東京、大阪、京都)、中国全土に 10 拠点(上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港)を展開しており、現地スタッフ 350 名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせて頂きます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】: <http://www.myts.co.jp>

【TEL】 03-6261-5323 / 【FAX】 03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原(しのはら) Email: yshinoha@myts.co.jp

本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。

東邦銀行の海外事業に係る取組み

○海外銀行や業務提携先と連携してお客さまの海外事業を強力にサポート致します。



お客さまを取り巻く環境

国内市場の成長鈍化

▶ 国内での大きな売上拡大チャンスが減少

アジアなど新興国の市場拡大

▶ 平均年齢も若く、今後も市場成長が期待

お取引先の海外進出

▶ お取引先との更なる取引拡大の機会

海外事業の様々なニーズ

海外の企業と
取引したい！

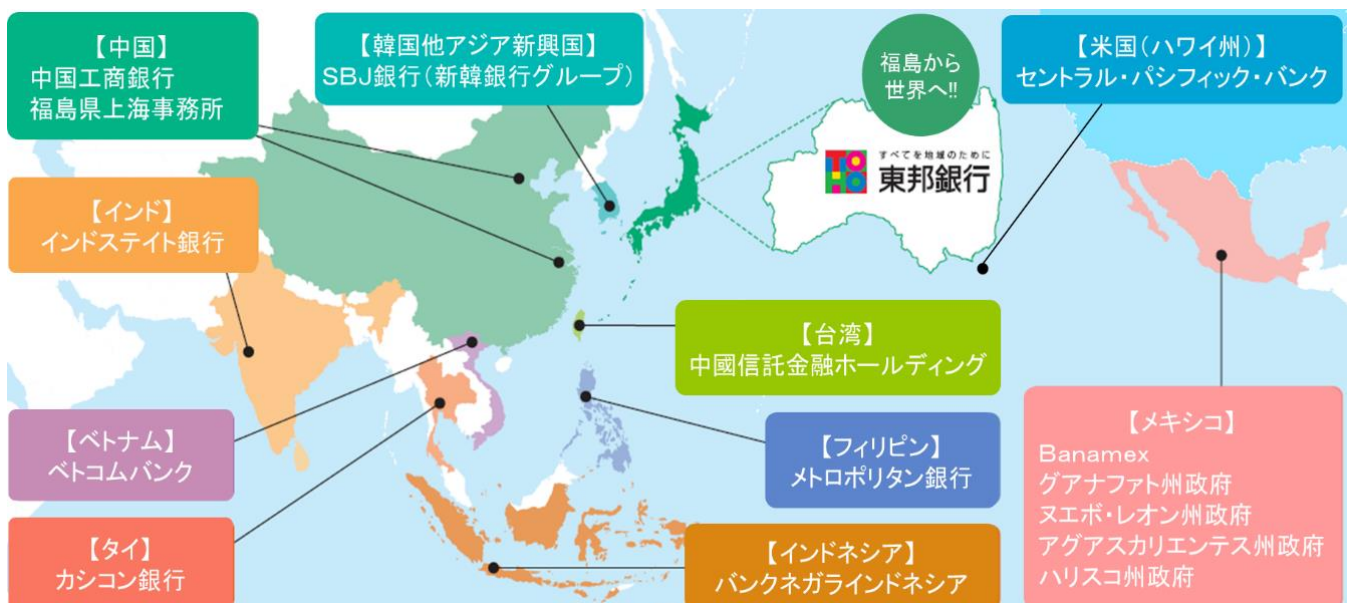
海外現地で
事業を拡大させたい！

海外現地で
資金調達したい！

自社も海外へ
進出したい！

グローバルネットワークと豊富な情報力で
海外事業の様々なニーズにお応えします！

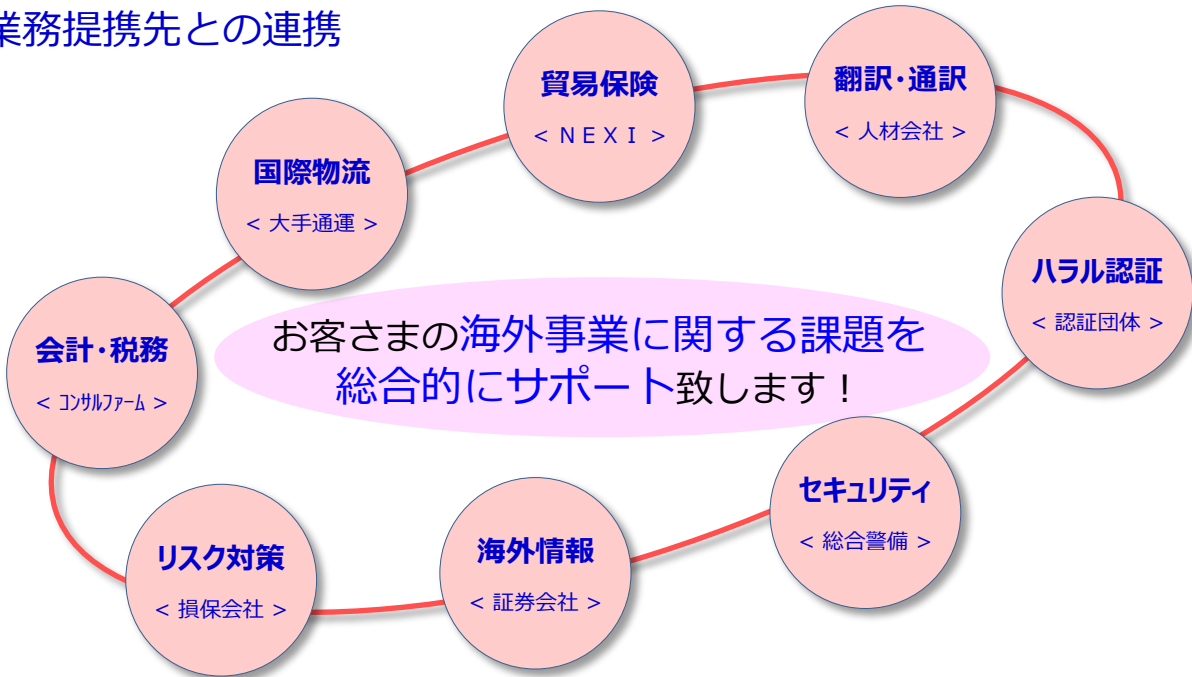
東邦のグローバルネットワーク



具体的なサービス内容

外国為替サービス	貿易（輸出・輸入）取引	海外進出支援サービス	海外進出の支援・アドバイス
	外国送金・外貨両替		資金調達に関するご相談
	外貨の運用・為替ヘッジ		業務提携先のご紹介

業務提携先との連携



外国為替・海外事業支援の事例

ご要望・課題	ご提案内容	効果・費用
CASE 1 恒常的に外貨での支払がある。取引の都度、為替変動の影響を受けており、対策したい。	為替予約、クーポンスワップによる外貨レート固定化	為替変動を軽減 事業収支が安定化
CASE 2 自社商品を海外へ販売したい。ニーズやバイヤーの反応が知りたい。	海外商談会への出展	タイ、ベトナム、中国の商談会等への出展 現地の反応を確認
CASE 3 海外での事業展開が軌道に乗ってきたので、事業を拡大したい。現地での資金調達を検討中。	JBIC(国際協力銀行)や現地大手銀行との連携 現地通貨建ての資金調達	親会社からの財務面での独立 為替リスクの軽減



すべてを地域のために

東邦銀行

サービスに関するご相談につきましては、お取引店にお問い合わせください。